

滋賀県硬筆作品展覧会 団体出品規定

※団体指導者用
(御指導の先生方のみ御覧下さい)

1. 団体資格

同一支部（同一支部番号）で、総出品数が50点を超える団体。

2. 団体特典

特典① 団体事務連絡費

1.の団体資格に該当する場合、総出品料より1割を事務連絡費（郵送代等）として差し引いてください。

特典② 内申推薦

同一支部50点以上出品の団体にかぎり、下記に基づき内申が出来ます。

①内申数：総出品数の1割以内（端数は切り捨て）であれば出品責任者において推薦出来ます。（例：総数59点の場合、5点までが内申作品数）

②内申基準：内申作品の推薦の基準としては、総出品中、支部最優秀作より順に1割までの作品の推薦とする。責任者により主旨に合致するようにして下さい。

③審査・褒賞：全作品を対象に審査を行います。内申作品は原則、銀賞以上として取扱います。ただし、不適当と判断された作品については銅賞とし展示されませんのでご承知おき下さい。

3. 内申作品の出品方法

① 出品票の記入について

- 内申作品については、備考欄（下図参照）に赤字で内申順位をご記入下さい。
- 内申順位の記入の無いものについては、内申特典が生かされませんのでご注意下さい。
- 賞状揮毫の都合上、氏名を正確にご記入下さい。（氏名が、ひらがなで記入されていますと、賞状揮毫もひらがなとなります）

② 出品目録、出品総数表の記入について

- 出品目録は、通常通り、学年別に記入して下さい。
- 出品総数表に、各学年ごとの内申数をご記入下さい。

③ 出品について《①②に共通して》

- 同一人物が2点以上出品し、そのうち1点を内申する場合は、内申する作品の出品票に順位を記入した上、内申作品を上にして、その他の作品とともにクリップで止めて、内申作品として出品して下さい。
- 作品は、学年別に分類して下さい。但し、内申された作品については、内申以外の作品と区別し、同封して下さい。④同一人物の内申作品とその他の作品は分け
ないこと。

※以上、出品手続に不備のある場合は、審査されませんので、ご注意下さい。

赤字で内申順位を記入

点線以内のりづけ

★のりしろ以内でたて向き作品は右下に、よこ向き作品は右上に貼付すること。
★出品票不足の場合、これをコピーしてください。

滋賀県硬筆作品展覧会出品票

下欄の項目に○や記入もれのないように		備考	入賞区分
出品区分	幼・一般 小・中・高 年		
学校名 <small>（一般は所属名を記入）</small>			整理番号
学校・支部番号			
氏名			